

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準および評価方法

原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。

なお、開始時における有形固定資産等の評価も原則として取得原価としますが、取得原価が不明なものは再調達原価とします。なお、道路、河川および水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

(2) 有価証券等の評価基準および評価方法

出資金のうち市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。

出資金のうち市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、出資金の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産等の減価償却は、定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準および算定方法

徴収不能引当金は、過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

賞与等引当金は、翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

退職手当引当金は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産および短期のリース取引には簡便的な取扱いとし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。）。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税込方式としています。

2 追加情報

(1) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(2) 農業集落排水事業特別会計および流域関連公共下水道事業特別会計については、平成30年度からの地方公営企業法の適用に向けた集中取組移行期間中のため、特例適用により平成27年度から平成29年度までの決算は連結対象から除外しています。

(3) 一部事務組合・広域連合および第三セクター等については、経費負担比率等の合理的な割合により連結していますが、その財務書類は、総務省方式改訂モデル等の基準によって作成されており、統一的な基準によるものではありません。